

平成31年3月臨時教育委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月19日(火) 16時30分～17時39分
2. 開催場所 日野町役場 別館202会議室
3. 出席委員 今宿綾子教育長、山田めぐみ教育長職務代理者
高橋政宏委員、谷 信代委員、西村吉弘委員
4. 出席事務局員
教育次長 : 望主 昭久
学校教育課: 参事 山添 美実 参事 吉澤 増穂

今宿 教育長	只今から日野町教育委員会臨時会議を開会します。 (ごあいさつ)
今宿 教育長	今回は、ご案内しておりますとおり人事案件を中心にした臨時会として おり、短時間での審議をお願いしたいと存じます。 また、報告を含めて学校教育関係の案件のみとなっておりますので、 事務局職員につきましては学校教育課のみの出席とさせていただきます。 ご了承のほど、お願いいたします。 それでは早速ですが、日程第3の議事に入ります。「議第9号 平成3 0年度末日野町立小学校および中学校の管理職人事異動の承認につい て」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
	日程3 議第9号 説明
今宿 教育長	以上でございます。
	日程3 報第1号・報第2号
今宿 教育長	報第1号・報第2号を一括して説明いたしました。ご質問等ありまし たらお願いします。
高橋 委員	この報第1号・第2号は先般資料でいただいていたものと同じです ね。わかる範囲で結構ですので、ちょっと教えてほしいと思いますが、 8ページの歳出のところ、教育費の事務局費が補正で5,000万円プラス されて1億4,300万円くらいになっていますね。この大枠の内訳を教え

	<p>ていただけますか。</p> <p>私がこれをいただいた時に考えたのですけれども、例えば町費負担の先生の給与等もあるだろうと思いますし、給食調理員さんの給与もあると思いますし。</p> <p>これは平成30年度の補正なので、平成31年度の当初予算を見てもらっても一緒のことだと思うのですが。</p> <p>事務局費で一番大きいのは？</p>
吉澤 参事	<p>今ほど事務局費の総額の部分でのご質問を高橋委員さんからいただきました。当初予算からこれまでの補正の中で見させていただいた金額の累計が、1億3,800万円のところが484万4,000円を増額して1億4,333万1,000円になったというところがございますが、この主な中身でございますけれども、一番大きなものは事務局費の職員人件費7,500万円余りで、あと事務局運営事業ということで各種負担金等の1,600万円、教育相談子ども支援活動事業の教育相談センターの事務局の人件費等が大きなものでございます。</p>
高橋 委員	<p>まず7,500万円の方は、人数でいうと何人くらいですか。大まかで結構ですので、10人くらいとか。</p>
吉澤 参事	<p>資料を持ち合わせておりませんので。曖昧な返事はできませんので、ここではお返事はできないので、申し訳ございません。</p>
高橋 委員	<p>ということは、相談センターも何人とか？</p>
吉澤 参事	<p>相談センターは室長1名と正規の職員が1名と心理士が6名。心理士は交代で入っておりますので、3.5人分です。</p> <p>31年度の当初予算でございますけれども、ほぼ同額でございますので、2,300万円でございます。ここには1名の正規職員分は入っておりません。</p>
高橋 委員	<p>給食をされる方はどこに入っていますか。調理員さん。</p>
吉澤 参事	<p>給食は違います、別です。給食費の方に入っておりますので。</p>
高橋 委員	<p>わかりました。結構です。ありがとうございました。</p>

西村 委員	<p>私、今説明を聞かせていただきまして、補正の内容についてはあらかじめわかったつもりでおるのですけれども、この補正は、いつ議会へ提出なさったのですか。</p>
望主 次長	<p>3月12日です。</p>
西村 委員	<p>2月の定例会で意見を求められて承認した「30年度補正予算第5号」と「31年度当初予算」は、3月1日に議会に提案された。その後、補正が必要になって、この2つの中身について、今お聞きしましたら3月12日に議会提案された。地教行法の29条は、これは読み方にもよるのでしょうかけれども、「教育委員会の意見を聞かなければならない」というのは、当然事前に聞かなければならないという規定ではないのかなと思うのですね。</p> <p>「地方公共団体の長が教育に関する事務について定める議会の議決が必要な議案を作成する場合においては」となっていますので、いわば町長が提案するにあたって事前に教育委員会の意見を聞けと、こういうふうに読めるのですが、事後になっていますね。これは法律から照らして正当なことなんですか。</p>
望主 次長	<p>確かに地教行法の関係もございます。いとまがないと言えいとまがないということもございます。2月の後半に国の補正予算が通ると通常は国の補正予算も国土交通省であったり農林水産省の関係はもう少し内示が早い段階でございまして、その中で準備もできたわけです。今回につきましては内示がなかなか文部科学省から出ませんでして、2月後半のギリギリになったので、このような時期になったので、先般の教育委員会では議第4号・議第5号ということで、当初予算についても補正予算（第7号）（第8号）で、補正予算と当初予算ということで、議題としてご協議願っているところでございます。今回、地公行法の中ではそのようなことですが、いとまがなかったということで今回補正の方の報告ということにしています。</p> <p>運営そのものが法に照らすとどうかということにはございますが、現在、事務局としては、報は報なんですけど、いとまがなかったということで報告ということにさせていただいたところでございます。その辺、一般会計の日程、議会の日程、その辺については今後、総務課の方ともしっかり協議をさせていただきたいと思いますが、そういうことで今回さ</p>

<p>西村 委員</p>	<p>せていただきました。</p> <p>議事に提出する議案番号が26号・27号ということで、この案件は提案されていますね。少なくとも「事前に意見を聞かなければならない」ということに関して、その辺が「履行できなかった」ということだけでは、私はちょっとなんか、済むのかなという気がするのですね。</p> <p>と言いますのは、やはり民主主義というのはルールの中できちんと手続きを踏んで、1つひとつ丁寧に進めていくことが基本であろうと思うのです。今お話を聞きますと、本省の内示等が遅くなってこういう時期になってしまったということですが、しかし、3月12日に議事に提案をなされたということであるならば、それまでに1日も日がなかったかということについては、私は少し疑問に思うのです。</p> <p>確かに案件の中身自体は、委員にとりまして、これは何が何でも緊急事態でどうこうというような事案ではないのですけれども、ただ、物事を進めていくのはやはり法律に定められた、ルールに定められたとおりに進めていただかないと、こちらは、これは法律に沿ってないけれども、賛成しろと言われても、できないのですよ、普通は。私、今日ここに臨ませていただくにあたって、どういう発言をしようかなと思っていたのですけれども、そういうことを言うならルールどおりってないことに目をつむって「うん」と言えということにもなってしまうのかどうか知らないけど、「それでいいわ」というふうにはなかなか、なりづらいですよ。</p> <p>この議案そのものをこういう形で出してこられたこと自体について私は疑問を申し上げているわけであって、済んだことについて、現状に復せない中でどうしろというのは、どうしたものでしょうかね。</p>
<p>高橋 委員</p>	<p>今、西村委員さんのご発言、地方教育行政法 29 条ですか、第何項かにそれがあるのですね。恥ずかしいのですが、条文は覚えてないのですけれども、載っているということからすると、3月議会で承認されたのですね。まだ審議中なんですか。</p>
<p>西村 委員</p>	<p>この件は、予算を議事に提案するにあたって、地方公共団体の長が、機関として、事前に教育委員会の意見を聞いていなかったことを問題としているのです。</p> <p>案件の中身ではなく、入口のところでこういう論議をしてしまうというのは、私も、本心でこれが言いたいから言っているというようなこと</p>

<p>望主 次長</p>	<p>ではなくて、収め方として、結局もう収めてしまわないといかんということなので、これはもう無理やりでも収めるしかない。ちょっと、何となく、きちんとしたことを何か一言言ってほしいなということで、どうでしょうか。</p> <p>西村委員さんから貴重なご意見を賜りました。「いとまがない」という表現、確かに開会が1日、そして12日に質疑・一般質問の冒頭に提案をさせていただいたところです。2月中にはこの補正予算の編成についてはしないとイケないということで固めさせていただいたところです。27日に最終的には教育委員会が終わってから決まっておりますので、その辺につきましては法律に書いてある定めとおりにしていないと、それはもう間違いないところでございます。</p> <p>事務局といたしまして、今ご意見いただきましたし、それについてしっかり法に照らした運営をしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。こちらとしては、寄ってもらわないとイケないことを1回していない、しないとイケないことをしなかったということで、大変ご迷惑をおかけいたしました。今後はそれについてはしっかりと法に照らした運営をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>今宿 教育長</p>	<p>申し訳ございませんでした。常に法を身近に見て、しっかりルールに則った運営をしていかなければならないということを改めて感じましたので、これからの議事等に関しましても、そうした手順をしっかりと踏めてきたかどうかということも含めて、しっかり見ながら進めていきたいと思ひます。貴重なご意見ありがとうございました。</p>
<p>高橋 委員</p>	<p>1つ雑談を許可してもらえますか。先ほど県費負担教員等の年度末人事の発表をしていただきました。ご苦労さまでございました。大変だったと思ひております。私も教員をしてりおましたが、人事異動というのはやはり、たびたび教育長もおっしゃっていますが、確かに一番の大きな研修の機会というふうにとらえることができます。</p> <p>また一方で、小学校と中学校などは具体的な中身の運営とかが違ひますけれども、表現が悪いかもわかりませんが、重点校から来られた先生とか、そういう方は私が経験した日野中のことを言うと、学校運営をするにあたっての校長の考え方、それを原点から問うてくる人がやはりいます。それは筋が通ったことが言わないと、何年も経験しておられる先生は、「それは違ひではないか」と、「そういう考え方の教育は違ひるので</p>

<p>今宿 教育長</p>	<p>はないか」というようなことをおっしゃる場合もあるし、見方を変えると、校長であっても「それはそうだなと」ということも起こり得ますので、やはり小学校は私は経験ありませんけれど、管理計画などを見ていても、おおよそ小学校の教育を高めるための内容、中学校はもちろんあがっておりますけれど、そういう点でいうと中学校の場合はやはりいろいろな課題がありますので、それに対応する対応の仕方は、日野中の場合であれば「日野町はこういう考え方に基づいて、こういう行動をするのだ」ということを、管理職が転入されてこられた先生に丁寧に説明をする必要があるのではないかと、私は日野中にいる時にそれは深く考えさせられました。</p> <p>内容的に、転入された先生の考え方が最もそうだなと、私自身も思うところもありましたので、これから小・中学校とも学校管理計画をおつくりになっていかれると思いますが、そのあたりも加味していただきながら、おつくりになって、全教職員がやはり学校の目指すところに向かって進んでいくというスタンスが取れるように、教育長さまのご指導というのか、お話というのか、お願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。学校経営の校長の方針をしっかりと説明するという事は、校長のリーダーシップを発揮するという、なくてはならないものでありますので、それが校長でありますので、きちんと教職員に話をするという力が必要でありますし、そのうえで教育について自由闊達な議論をするということは必要なことであります。教職員の声に耳を傾けながら、より良い方向性、軌道修正もしながら、よりよい学校をつくるという意味で意見を尊重するという事は大事だと思います。</p> <p>ただ、声の大きな人に振り回されるということはいくつかあることだと思います。ただ教職員は、担任として、そして授業をするということにおいて責任があり、任せられることも多く、初任であってもすぐに一人前として仕事をしていかなければなりませんので、一人ずつそれなりの教育論というものを持っていなければなりません。学校はそうした中で、それぞれ力を発揮してくださる多様な先生方が集まっている組織体だというふうに思います。教師としての教育観や指導力はなくてはならないものです。</p> <p>これからの教育課題、それこそ主体的で対話的で深い学びというのは、何なのか、今この授業をこんな形でしていることが本当に子どもたちに力をつけているのか、真に問うていくことも研修に入れていきますの</p>
---------------	---

で、ずいぶん、先生方も公開授業や授業参観を受け入れるとか、研修に行くとか、そういうふうな雰囲気が出てきたのはいい傾向かなと思いますので、今後も進めていきたいと思います。

生徒指導上のことについては、中学校の先生は子どもたちの指導を上手にしてください。不登校とか教育相談といった、子どもに寄り添っていろいろな話を聞いてやる観点も課題として研修をすすめていただいている。

西村委員さんからご指摘いただきましたことにつきましては、本当にそのとおりでございます。報第1号・2号として、ご理解、ご了承のほどよろしく願いいたします。ありがとうございます。

